

◆山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の休業を余儀なくされた中小・小規模事業者に対し、事業主の負担を軽減し雇用の維持を図るため、山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)を創設し、対象となる休業期間を延長しました。国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)を活用してもなお負担が残る場合に費用の一部を上乗せ助成します。

支給対象

山形県内の事業所で雇用する労働者について、令和3年5月1日以降を支給対象期間とし雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績のある中小・小規模事業者

対象となる休業

令和3年5月1日～令和3年6月30日を支給対象期間とする雇用調整助成金等の支給決定を受けた休業等
※令和3年5月1日から令和3年6月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象

対象経費

山形県内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の対象となった額(ただし、教育訓練に係る加算額を除く)

助成率

国の助成率10分の9又は5分の4の場合→ 対象経費の20分の1

※国及び県の助成額の合計の上限は対象経費の額となります。

※国の助成金が10分の10の場合は山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)の支給はありません。

相談窓口

山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)相談窓口 TEL:0120-123-235

9:00～17:00(土・日・祝日及び年末年始除く)

◆持続化補助金申請締切日のお知らせ

持続化補助金[一般型]

第6回 10月1日(商工会締切は終了致しました)

第7回 2月4日(商工会締切 12月24日)

持続化補助金[低感染リスクビジネス型]

第4回 11月10日(商工会締切 10月8日)

第5回 1月12日(商工会締切 12月10日)

第6回 3月9日(商工会締切 2月7日)

◆商工会員募集中!

会員事業所に各種の支援を日々行っております。経営支援として金融・税務・労働等の相談業務、そしてホームページ・会報等を通じた定期的な情報発信も行なっております。また商工会は商業・工業・建設・観光サービスの各部会に分かれており、業種に合った講習会受講や陳情も行なっております。是非ご検討下さい!

※お問合せ先:高島町商工会 TEL0238-52-0576